

30文科高第131号

平成30年5月9日

各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿

文部科学省高等教育局長

義 本 博 司

(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

磯 谷 桂 介

(印影印刷)

国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる  
文部科学大臣の認定基準の一部改正について（通知）

今般、「国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定基準」（平成29年3月31日文部科学大臣決定。以下「認定基準」という。）を、平成30年5月9日付で別添の通り一部改正することといたしました。

平成30年5月9日以降、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の3第1項の規定による文部科学大臣の認定を希望される場合は、別添の一部改正後の認定基準に基づき、必要な申請書等を作成し、紙及び電子ファイル（PDF以外の形式）により、下記提出先まで、申請されるようお願いいたします。

なお、今般の認定基準の一部改正においては、表記の統一のための改正以外に第1に係る規定は改正しておりませんので、すでに平成30年5月8日の時点で第1の文部科学大臣の認定を受けている国立大学法人等につきましては、改めての申請は不要である旨、念のため申し添えます。

○添付資料

別添：一部改正後の認定基準

参考資料1：新旧対照表

参考資料2：一部改正後の認定基準 概要

参考資料3：各国立大学法人等で定める資金運用管理規程例

参考資料4：各国立大学法人等で定める倫理規程例

**【提出先・問い合わせ先】**

(国立大学法人について)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-6734-3760

メールアドレス：hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人について)

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-6734-4169

メールアドレス：gakkikan@mext.go.jp

## 国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準

平成29年3月31日  
文部科学大臣決定  
平成30年5月9日  
一部改正

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十四条の三第二項に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）を行おうとする場合の同条第一項の文部科学大臣の認定（以下「文部科学大臣の認定」という。）を行うための基準を次のように定める。

なお、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第四十七条の規定による運用は、従前の通りとする。

（決済用外貨預貯金、投資適格以上の格付を付与された無担保社債券等の自家運用）

第1 国立大学法人等が次のアからエまでに掲げる方法によって余裕金の運用を自ら行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

- ア 貯金又は外貨建の預金（ただし、決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）として保有する場合のみ）
- イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第四号に規定する資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法第六十六条の二十七の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A（信用力が高く、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB（投機的要素を持ち、相当の信用リスクがあると判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以下の格付がないものとする。）
- ウ 金融商品取引法第二条第一項第五号に規定する社債券のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- エ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者におい

ても a-3（短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を受けやすいと判断される債務に対する格付。以下、同じ。）相当以下の格付がないものとする。）

- 1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程（国立大学法人等が、余裕金の運用に関し制定する規則をいう。以下同じ。）を定めていること。
  - ① 資金運用管理にあたっての基本方針（ただし、アに掲げる方法のみによって余裕金の運用を行おうとする場合は、（2）、（5）及び（6）を除く。）
    - （1）運用の目的
    - （2）運用の目標
    - （3）運用の範囲
    - （4）運用の対象
    - （5）運用の方法
    - （6）取得債券等格下げ時の対応
  - ② 運用資産構成  
運用の範囲となる資産のうち運用対象とする資産の割合
  - ③ 運用管理体制等（ただし、アに掲げる方法のみによって余裕金の運用を行おうとする場合は、（1）を除く。）
    - （1）運用の評価
    - （2）資金運用管理委員会（国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。以下同じ。）
    - （3）資金の運用
    - （4）運用報告
    - （5）見直し
- 2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を必要に応じて設置していること。  
なお、次に掲げる事項を満たせば、既存の会議体での代替も可能とする。
  - ① 複数の委員からなること。
  - ② 半期に1度以上開催すること。
- 3 余裕金の運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。
- 4 半期に1度以上、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。
- 5 会計監査人及び監事の監査を受けること。

（決済用以外の外貨預貯金、第2までの金融商品を対象とする投資信託の受益証券、投資適格以上の格付を付与された外貨建の有価証券等の自家運用）

第2 国立大学法人等が次のアからエまでに掲げる方法によって余裕金の運用を自ら行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

ア 貯金又は外貨建の預金（ただし、第1のアに該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であり、当該投資信託又は外国投資信託の対象が準用通則法第四十七条第一号に掲げる有価証券、本基準第1のアからエまでの有価証券等又は第2のアからエまでの有価証券等であるもの

ウ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）

エ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第一号から第五号、第十二号及び第十五号に掲げる証券又は証書の性質を有するものであり、かつ、外貨建のもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券を発行する発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA（信用力が極めて高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付。）」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の対象
- (5) 運用の方法
- (6) 取得債券等格下げ時の対応
- (7) 集中投資の回避
- (8) 投資信託の取得時における留意事項
- (9) デリバティブ取引の留意事項

② 運用資産構成

基本ポートフォリオの策定

③ 運用管理体制等

- (1) 運用の評価
- (2) 資金運用管理委員会
- (3) 資金の運用
- (4) 運用報告
- (5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

① 5人以上の委員からなり、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験者とする。

② 委員のうち、2人以上は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で金融商

品に関する知識を有する者（以下「学外委員」という。）とすること。また、学外委員のうち1人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とすること。

③ 四半期に1度以上開催すること。

- 3 余裕金の運用を担当する役員及び複数名の職員が配置され、かつ、1人以上の常勤職員を配置する見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。
- 4 半期に1度以上、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。
- 5 会計監査人及び監事の監査を受けること。

（第2以外の投資信託の受益証券、第2以外の外貨建の有価証券等の自家運用）

第3 国立大学法人等が次のアからカまでに掲げる方法によって余裕金の運用を自ら行おうとする場合には、申請された内容が第2に規定する1から5に掲げる事項に該当し、かつ、高等教育局長及び研究振興局長が設置する資金運用認定委員会（以下「資金運用認定委員会」という。）の意見を踏まえ、次のアからカまでに掲げる方法によって余裕金の運用を行うことにつき法第三十四条の三第一項各号のいずれにも適合していると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

ア 金融商品取引法第二条第一項第四号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（ただし、第1のイに該当するものを除く。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第五号に規定する社債券のうち無担保の社債券（ただし、第1のウに該当するものを除く。）

ウ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、第1のエに該当するものを除く。）

エ 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券（ただし、第2のイに該当するものを除く。）

オ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（ただし、第2のウに該当するものを除く。）

カ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第一号から第五号、第十二号及び第十五号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（ただし、第2のエに該当するものを除く。）

（委託運用）

第4 国立大学法人等が信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のうち、元本保証のないものの方法によって余裕金の運用を行おうとする場合には、

次の各号に掲げる申請された内容の区分に応じ当該各号に定める場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

一 運用方法が、準用通則法第四十七条第一号に掲げる有価証券、本基準第1のアからエまでの有価証券等又は第2のアからエまでの有価証券等に限られる金銭信託 申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の方法

② 委託運用

- (1) 受託者責任
- (2) ガイドラインの提示と順守
- (3) 運用の対象
- (4) 運用状況の報告

③ 運用管理体制等

- (1) 運用の評価
- (2) 資金運用管理委員会
- (3) 資金の運用
- (4) 運用報告
- (5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

① 5人以上の委員からなり、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験者とする事。

② 委員のうち、2人以上は、学外委員とする事。また、学外委員のうち1人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする事。

③ 四半期に1度以上開催する事。

3 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。

4 半期に1度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。

5 会計監査人及び監事の監査を受けること。

二 前号以外の金銭信託 申請された内容が前号の1から5に掲げる事項に該当し、かつ、資金運用認定委員会の意見を踏まえ、当該金銭信託によって余裕金の運用を行うことにつき法第三十四条の三第一項各号のいずれにも適合していると総合的に見て判断される場合

(認定の免除)

第5 第2の認定を受けた国立大学法人等は、第1の認定を受けることなく第1に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。また、第3の認定を受けた国立大学法人等は、第1及び第2の認定を受けることなく第1及び第2に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。

2 第4の第二号の認定を受けた国立大学法人等は、第一号の認定を受けることなく第一号に掲げる方法により余裕金の運用を行うことができる。

(有価証券表示権利への準用)

第6 第5までに掲げる規定は、国立大学法人等が国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二条第二号で掲げるものの売買の方法によって余裕金の運用を行おうとする場合について準用する。

(文部科学大臣の認定に係る申請書の様式)

第7 国立大学法人等が、第6までに掲げる事項について申請するにあたっての申請書の様式は別紙様式の通りとする。

(文部科学大臣の認定に係る提出書類)

第8 国立大学法人等が、第6までに掲げる事項について第7の申請書をもって申請する際には、資金運用管理規程の案及び余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案を添付しなければならない。

2 国立大学法人等が、第4に掲げる事項について第7の申請書をもって申請する際には、前項に規定する資料に加えて、信託会社又は信託業務を営む金融機関との間で結ぶ予定の当該金銭信託に係る運用ガイドラインなど契約に係る書類の案を添付しなければならない。

3 前二項に掲げるもののほか、国立大学法人等が第6までに掲げる事項について申請する際には、文部科学大臣が認定にあたって必要と認める資料を提出しなければならない。

附 則

この決定は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、平成三十年五月九日から実施する。

【別紙】

業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第1関係）

○大第○号  
年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

国立大学法人法第三十四条の三第一項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合していることにつき認定を受けたいので、下記について申請します。

記

1. 資金運用管理規程（国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、国立大学法人法（以下「法」という。）第三十四条の三第二項の規定による業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）に関し制定する規則をいう。）の案

※別に添付

2. 資金運用管理委員会（国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。）について
  - （1） 設置の有無（既存の会議体において代替する場合はその旨）
  - （2） 設置する場合の委員の人数
  - （3） 設置する場合の開催頻度
3. 余裕金の運用を担当する法人内の役員及び職員の配置数の見込み
4. 余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案

※別に添付

5. 余裕金の運用に関する情報公開について
  - （1） 方法

- (2) 内容
- (3) 頻度

6. 会計監査人及び監事の監査について

※ あわせて第4（委託運用）の申請をする際には、「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第4関係）」もご提出ください。

業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第2関係）

○大第○号

年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

国立大学法人法第三十四条の三第一項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合していることにつき認定を受けたいので、下記について申請します。

記

1. 資金運用管理規程（国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、国立大学法人法（以下「法」という。）第三十四条の三第二項の規定による業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）に関し制定する管理規程をいう。）の案

※別に添付

2. 資金運用管理委員会（国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。）について
  - （1）委員の人数
  - （2）委員の構成（委員の氏名・職業（うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験の内容も）、法人内外の委員の人数の比率、同窓会の会員や寄附者の人数など）
  - （3）開催頻度
3. 余裕金の運用を担当する法人内の役員及び職員の配置数の見込み（うち常勤職員の数の見込み）
4. 余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案

※別に添付

5. 余裕金の運用に関する情報公開について

- (1) 方法
- (2) 内容
- (3) 頻度

6. 会計監査人及び監事の監査について

※ あわせて第4（委託運用）の申請をする際には、「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第4関係）」もご提出ください。

業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第3関係）

○大第○号  
年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

国立大学法人法第三十四条の三第一項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合していることにつき認定を受けたいので、下記について申請します。

記

1. 資金運用管理規程（国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、国立大学法人法（以下「法」という。）第三十四条の三第二項の規定による業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）に関し制定する管理規程をいう。）の案

※別に添付

2. 資金運用管理委員会（国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。）について
  - （1） 委員の人数
  - （2） 委員の構成（委員の氏名・職業（うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験の内容も）、法人内外の委員の人数の比率、同窓会の会員や寄附者の人数など）
  - （3） 開催頻度
3. 余裕金の運用を担当する法人内の役員及び職員の配置数の見込み（うち常勤職員の数の見込み）

4. 余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な

※別に添付

5. 余裕金の運用に関する情報公開について

- (1) 方法
- (2) 内容
- (3) 頻度

6. 会計監査人及び監事の監査について

※ あわせて第4（委託運用）の申請をする際には、「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第4関係）」もご提出ください。

業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第4関係）

○大第○号  
年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

国立大学法人法第三十四条の三第一項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合していることにつき認定を受けたいので、下記について申請します。

記

1. 申請内容（いずれかに☑）

- 第4の第一号に掲げる内容
- 第4の第二号に掲げる内容

2. 資金運用管理規程（国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、国立大学法人法（以下「法」という。）第三十四条の三第二項の規定による業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）に関し制定する規則をいう。）の案

※別に添付

3. 資金運用管理委員会（国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。）について

- (1) 委員の人数
- (2) 委員の構成（委員の氏名・職業（うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験の内容も）、法人内外の委員の人数の比率、同窓会の会員や寄附者の人数など）
- (3) 開催頻度

4. 余裕金の運用を担当する法人内の役員及び職員の配置数の見込み

5. 余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案又は全ての役員及び職員を対象とする職務に係る倫理の保持に資するために定める規則

※別に添付

6. 信託会社又は信託業務を営む金融機関との間で結ぶ予定の当該金銭信託に係る運用ガイドラインなど契約に係る書類の案

※別に添付

7. 余裕金の運用に関する情報公開について

- (1) 方法
- (2) 内容
- (3) 頻度

8. 会計監査人及び監事の監査について

※ あわせて第1、第2又は第3（自家運用）の申請をする際には、「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第1関係）」、「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第2関係）」又は「業務上の余裕金の運用にかかる認定申請書（第3関係）」もご提出ください。

国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準 新旧対照表

<p style="text-align: center;">改正前 (平成29年3月31日文部科学大臣決定)</p>	<p style="text-align: center;">改正後 (平成30年5月9日文部科学大臣決定)</p>
<p>国立大学法人法（平成十五年法律第十二号。以下「法」という。）第三十四条の三第二項に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）を行おうとする場合の同条第一項の文部科学大臣の認定（以下「文部科学大臣の認定」という。）を行うための基準を次のように定める。</p> <p>なお、法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「準用通則法」という。）第四十七条の規定による運用は、従前の通りとする。</p> <p>（決済用外貨預貯金、投資適格以上の格付を付与された無担保社債券等の運用）</p> <p>第1 国立大学法人等が次のアからエまでに掲げる方法によって余裕金の運用を行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。</p> <p>ア 貯金又は外貨建の預金（ただし、決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）として保有する場合のみ）</p> <p>イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第</p>	<p>（略）</p> <p>なお、<u>準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）</u>第四十七条の規定による運用は、従前の通りとする。</p> <p>（決済用外貨預貯金、投資適格以上の格付を付与された無担保社債券等の<u>自家運用</u>）</p> <p>第1 国立大学法人等が次のアからエまでに掲げる方法によって余裕金の運用を<u>自ら</u>行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。</p> <p>（略）</p>

四号に規定する資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法第六十六条の二十七の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A（信用力が高く、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB（投機的要素を持ち、相当の信用リスクがあると判断される債務に対する格付。以下、同じ。）」相当以下の格付がないものとする。

ウ 金融商品取引法第二条第一項第五号に規定する社債券のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）

エ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においても a-3（短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪

化による影響を受けやすいと判断される債務に対する格付。以下、同じ。)相当以下の格付がないものとする。) )

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程(国立大学法人等が、余裕金の運用に関し制定する規則をいう。以下同じ。)を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針(ただし、アに掲げる方法のみによって余裕金の運用を行おうとする場合は、(2)、(5)及び(6)を除く。)

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の対象
- (5) 運用の方法
- (6) 取得債券等格下げ時の対応

② 運用資産構成

運用の範囲となる資産のうち運用対象とする資産の割合

③ 運用管理体制等(ただし、アに掲げる方法のみによって余裕金の運用を行おうとする場合は、(1)を除く。)

- (1) 運用の評価
- (2) 資金運用管理委員会(国立大学法人等が、余裕金の運用に関する事項を管理するために置く機関をいう。以下同じ。)
- (3) 資金の運用
- (4) 運用報告
- (5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を必要に応じて設置していること。なお、次に掲げる事項を満たせば、既存の会議体での代替も可能とする。

① 複数の委員からなること。

② 半期に1度以上開催すること。

3 余裕金の運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。

4 半期に1度以上、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。

5 会計監査人及び監事の監査を受けること。

(決済用以外の外貨預貯金、投資信託の受益証券、外貨建の有価証券等の運用)

第2 国立大学法人等が次のアからカまでに掲げる方法によって余裕金の運用を行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

ア 貯金又は外貨建の預金(ただし、第1のアに該当するものを除く。)

イ 金融商品取引法第二条第一項第四号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(ただし、第1のイに該当するものを除く。)

ウ 金融商品取引法第二条第一項第五号に規定する社債券のうち無担保の社債券(ただし、第1のウに該当するものを除く。)

エ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定

(決済用以外の外貨預貯金、第2までの金融商品を対象とする投資信託の受益証券、投資適格以上の格付を付与された外貨建の有価証券等の自家運用)

第2 国立大学法人等が次のアからエまでに掲げる方法によって余裕金の運用を自ら行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

ア (略)

(削除)

(削除)

(削除)

めるもの（ただし、第1のエに該当するものを除く。）

オ 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

（新設）

カ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第一号から第五号、第十二号及び第十五号に掲げる証券又は証書の性質を有するものであり、かつ、外貨建のもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券を発行する発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA（信用力が極めて高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付。）」相当以上の格付を取得しており、

イ 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であり、当該投資信託又は外国投資信託の対象が準用通則法第四十七条第一号に掲げる有価証券、本基準第1のアからエまでの有価証券等又は第2のアからエまでの有価証券等であるもの

ウ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）

エ （略）

どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする  
こと。)

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の方法

② 運用資産構成

基本ポートフォリオの策定

③ 自家運用

- (1) 運用の対象
- (2) 集中投資の回避
- (3) 投資信託の取得時における留意事項
- (4) 取得債券等格下げ時の対応
- (5) デリバティブ取引の留意事項

④ 運用管理体制等

- (1) 運用の評価
- (2) 資金運用管理委員会
- (3) 資金の運用
- (4) 運用報告
- (5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

① 5人以上の委員からなり、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験者とする事。

② 委員のうち、2人以上は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で金融商品に関する知識を有する

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の対象
- (5) 運用の方法

(6) 取得債券等格下げ時の対応

(7) 集中投資の回避

(8) 投資信託の取得時における留意事項

(9) デリバティブ取引の留意事項

② (略)

(削除)

③ (略)

2 (略)

<p>者（以下「学外委員」という。）とすること。また、学外委員のうち1人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者としてすること。</p> <p>③ 四半期に1度以上開催すること。</p> <p>3 余裕金の運用を担当する役員及び複数名の職員が配置され、かつ、1人以上の専任職員を配置する見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。</p> <p>4 半期に1度以上、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。</p> <p>5 会計監査人及び監事の監査を受けること。</p>	<p>3 余裕金の運用を担当する役員及び複数名の職員が配置され、かつ、1人以上の常勤職員を配置する見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(元本保証なしの金銭信託等の運用)</p>	<p>(第2以外の投資信託の受益証券、第2以外の外貨建の有価証券等の自家運用)</p>
<p>第3 国立大学法人等が次のアからウまでに掲げる方法によって余裕金の運用を行おうとする場合には、申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3 国立大学法人等が次のアからカまでに掲げる方法によって余裕金の運用を自ら行おうとする場合には、申請された内容が第2に規定する1から5に掲げる事項に該当し、かつ、高等教育局長及び研究振興局長が設置する資金運用認定委員会（以下「資金運用認定委員会」という。）の意見を踏まえ、次のアからカまでに掲げる方法によって余裕金の運用を行うことにつき法第三十四条の三第一項各号のいずれにも適合していると総合的に見て判断される場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。</p> <p>ア <u>金融商品取引法第二条第一項第四号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（ただし、第1のイに該当するものを除く。）</u></p>

(新設)

(新設)

ア 金融商品取引法第二条第一項第十七号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第一号から第五号、第十二号及び第十五号に掲げる証券又は証書の性質を有するものであり、かつ、外貨建てのもの（ただし、第2のオに該当するものを除く。）

(新設)

イ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約券証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

ウ 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のうち、元本保証のないもの

(条号変更)

イ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する社債券のうち無担保の社債券（ただし、第1のウに該当するものを除く。）

ウ 金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、第1のエに該当するものを除く。）

(条号変更)

エ 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券（ただし、第2のイに該当するものを除く。）

オ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（ただし、第2のウに該当するものを除く。）

(削除)

カ 金融商品取引法第二条第一項第十七号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項

第一号から第五号、第十二号及び第十五号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの（ただし、第2のエに該当するものを除く。）

1～5 （削除）

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

- (1) 運用の目的
- (2) 運用の目標
- (3) 運用の範囲
- (4) 運用の方法

② 運用資産構成

基本ポートフォリオの策定

③ 自家運用

- (1) 運用の対象
- (2) 集中投資の回避
- (3) 投資信託の取得時における留意事項
- (4) 取得債券等格下げ時の対応
- (5) デリバティブ取引の留意事項

④ 委託運用

- (1) 受託者責任
- (2) ガイドラインの提示と順守
- (3) 運用の対象
- (4) 運用状況の報告

⑤ 運用管理体制等

- (1) 運用の評価
- (2) 資金運用管理委員会
- (3) 資産の運用
- (4) 運用報告
- (5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

① 5人以上の委員からなり、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験者とする。

② 委員のうち、2人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のう

ち1人以上は、当該国立大学法人等の同窓会の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とする  
こと。

③ 四半期に1度以上開催すること。

3 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置され、かつ、1人以上の専任職員を配置する見込みであること。  
また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。

4 半期に1度、資金運用管理委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。

5 会計監査人及び監事の監査を受けること。

(新設)

(委託運用)

第4 国立大学法人等が信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託のうち、元本保証のないもの方法によって余裕金の運用を行おうとする場合には、次の各号に掲げる申請された内容の区分に応じ当該各号に定める場合に限り、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。

一 運用方法が、準用通則法第四十七条第一号に掲げる有価証券、本基準第1のアからエまでの有価証券等又は第2のアからエまでの有価証券等に限られる金銭信託 申請された内容が以下の1から5に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合

1 次に掲げる事項を記載した資金運用管理規程を定めていること。

① 資金運用管理にあたっての基本方針

(1) 運用の目的

(2) 運用の目標

(3) 運用の範囲

(4) 運用の方法

② 委託運用

(1) 受託者責任

(2) ガイドラインの提示と順守

(3) 運用の対象

(4) 運用状況の報告

③ 運用管理体制等

(1) 運用の評価

(2) 資金運用管理委員会

(3) 資金の運用

(4) 運用報告

(5) 見直し

2 次に掲げる事項を満たした資金運用管理委員会を設置していること。

① 5人以上の委員からなり、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験者とする。

② 委員のうち、2人以上は、学外委員とすること。また、学外委員のうち1人以上は、当該国立大学法人等の会員又は当該国立大学法人等に対して寄附を行った者とすること。

③ 四半期に1度以上開催すること。

3 資金運用を担当する役員及び複数名の職員が配置される見込みであること。また、余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則を定めること。

4 半期に1度以上、資金運用管理

	<p><u>委員会の実施状況、運用実績等について国立大学法人等において判断する適切な方法により公開すること。</u></p> <p><u>5 会計監査人及び監事の監査を受けること。</u></p> <p><u>二 前号以外の金銭信託 申請された内容が前号の1から5に掲げる事項に該当し、かつ、資金運用認定委員会の意見を踏まえ、当該金銭信託によって余裕金の運用を行うことにつき法第三十四条の三第一項各号のいずれにも適合していると総合的に見て判断される場合</u></p>
<p>(認定の免除)</p> <p>第4 第2の認定を受けた国立大学法人等は、第1の認定を受けることなく第1に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。また、第3の認定を受けた国立大学法人等は、第1及び第2の認定を受けることなく第1及び第2に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。</p>	<p>(認定の免除)</p> <p>第5 第2の認定を受けた国立大学法人等は、第1の認定を受けることなく第1に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。また、第3の認定を受けた国立大学法人等は、第1及び第2の認定を受けることなく第1及び第2に規定する方法により余裕金の運用を行うことができる。</p> <p><u>2 第4の第二号の認定を受けた国立大学法人等は、第一号の認定を受けることなく第一号に掲げる方法により余裕金の運用を行うことができる。</u></p>
<p>(有価証券等表示権利への準用)</p> <p>第5 第4までに掲げる規定は、国立大学法人等が国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二條第二号で掲げるものの売買の方法によって余裕金の運用を行おうとする場合について準用する。</p>	<p>(有価証券等表示権利への準用)</p> <p>第6 第5までに掲げる規定は、国立大学法人等が国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二條第二号で掲げるものの売買の方法によって余裕金の運用を行おうとする場合について準用する。</p>
<p>(文部科学大臣の認定に係る申請書の様式)</p> <p>第6 国立大学法人等が、第5までに掲げる事項について申請するにあたっての申</p>	<p>(文部科学大臣の認定に係る申請書の様式)</p> <p>第7 国立大学法人等が、第6までに掲げる事項について申請するにあたっての申</p>

<p>請書の様式は別紙様式の通りとする。</p> <p>(文部科学大臣の認定に係る提出書類)</p> <p>第7 国立大学法人等が第5までに掲げる事項について第6の申請書をもって申請する際には、資金運用管理規程の案及び余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案を添付しなければならない。また、その他文部科学大臣が認定にあたって必要と認める資料を提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>請書の様式は別紙様式の通りとする。</p> <p>(文部科学大臣の認定に係る提出書類)</p> <p>第8 国立大学法人等が第6までに掲げる事項について第7の申請書をもって申請する際には、資金運用管理規程の案及び余裕金の運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な規則の案を添付しなければならない。</p> <p>2 国立大学法人等が、第4に掲げる事項について第7の申請書をもって申請する際には、前項に規定する資料に加えて、<u>信託会社又は信託業務を営む金融機関との間で結ぶ予定の当該金銭信託に係る運用ガイドラインなど契約に係る書類の案を添付しなければならない。</u></p> <p>3 前二項に掲げるもののほか、国立大学法人等が第6までに掲げる事項について申請する際には、<u>文部科学大臣が認定にあたって必要と認める資料を提出しなければならない。</u></p>
---	--

※附則、別紙様式は略

# 国立大学法人法第三十四条の三における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準等 概要

## 【自家運用】(第1～第3) ※2

	第1	第2	第3
対象の 金融商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯金、外貨預金(決済用)</li> <li>資産流動化法に規定する特定社債券</li> <li>無担保社債券(仕組債を除く)</li> <li>コマーシャルペーパー</li> </ul> <p>【投資適格債のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨預金(為替差益目的など、決済用以外)</li> <li>(外国)投資信託の受益証券</li> </ul> <p>【第2までの商品を対象とするもののみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券</li> </ul> <p>【投資適格債のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建ての有価証券(金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号) 【投資適格債のみ】</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券 【第2以外】</li> <li>外貨建ての有価証券(金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号)【第2以外】</li> <li>(外国)投資信託の受益証券【第2以外】</li> <li>資産流動化に規定する特定社債券</li> <li>無担保社債券</li> <li>コマーシャルペーパー</li> </ul> <p>【第1以外】</p> <p>など</p>
大学の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資金運用管理規程(※1)の策定</li> <li>○資金運用管理委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ設置(既存の会議体での代替可)</li> <li>・複数の委員から構成</li> <li>・半期に1回以上開催</li> </ul> </li> <li>○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資金運用管理規程(※1)の策定</li> <li>○資金運用管理委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必置</li> <li>・四半期に1回以上開催</li> </ul> </li> <li>・5人以上の委員(2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上)</li> <li>○資金運用を担当する役員及び複数名の職員(うち、1人以上は常勤職員)を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記と同様かそれ以上の体制(第3の運用が可能な体制)</li> </ul>

資金運用認定 委員会(国)の 確認	実施しない	実施する (第3の運用に必要な体制が 備わっているかを確認する)
-------------------------	-------	--

## 【委託運用】(金銭信託)(第4) ※2

	一	二
ポートフォリオ内 アセット別リスク	投資対象が全て <ul style="list-style-type: none"> <li>・元本割れしない安全資産 及び</li> <li>・自家運用の第1・第2(上掲)の対象の金融商品</li> </ul>	投資対象の中に <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家運用の第3(上掲)の対象の金融商品 又は</li> <li>・自家運用の対象外の金融商品(株式等) が含まれる。</li> </ul>
大学の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資金運用管理規程(※1)の策定</li> <li>○資金運用管理委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必置</li> <li>・四半期に1回以上開催</li> </ul> </li> <li>・5人以上の委員(2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上)</li> <li>○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置</li> </ul>	

資金運用認定 委員会(国)の 確認	実施しない	実施する (リスク・リターンのバランスや運用の手法等を定めている運用ガイドライン 案等を確認し、大学が委託運用を適切に行う知識・経験を有しているか等 を確認する)
-------------------------	-------	--

## ※1 資金運用管理規程における記載事項

### ◇自家運用(第1):○基本方針

- 運用の目的、運用の目標☆、運用の範囲、運用の対象、運用の方法☆、取得債券等格下げ時の対応☆
- 運用資産構成
- 運用管理体制等
- 運用の評価☆、資金管理委員会、資金の運用、運用報告、見直し

☆:決済用の外貨預貯金を目的として保有している場合は不要

### ◇自家運用(第2・第3):

#### ○基本方針

- 運用の目的、運用の目標、運用の範囲、運用の対象、運用の方法、取得債券等格下げ時の対応、集中投資の回避、投資信託の取得時における留意事項、デリバティブ取引の留意事項

#### ○運用資産構成

#### ○運用管理体制等

- 運用の評価、資金管理委員会、資金の運用、運用報告、見直し

### ◇委託運用(第4)

#### ○基本方針

- 運用の目的、運用の目標、運用の範囲、運用の方法

#### ○委託運用

- 受託者責任、ガイドラインの提示と順守、運用の対象、運用状況の報告

#### ○運用管理体制等

- 運用の評価、資金管理委員会、資金の運用、運用報告、見直し

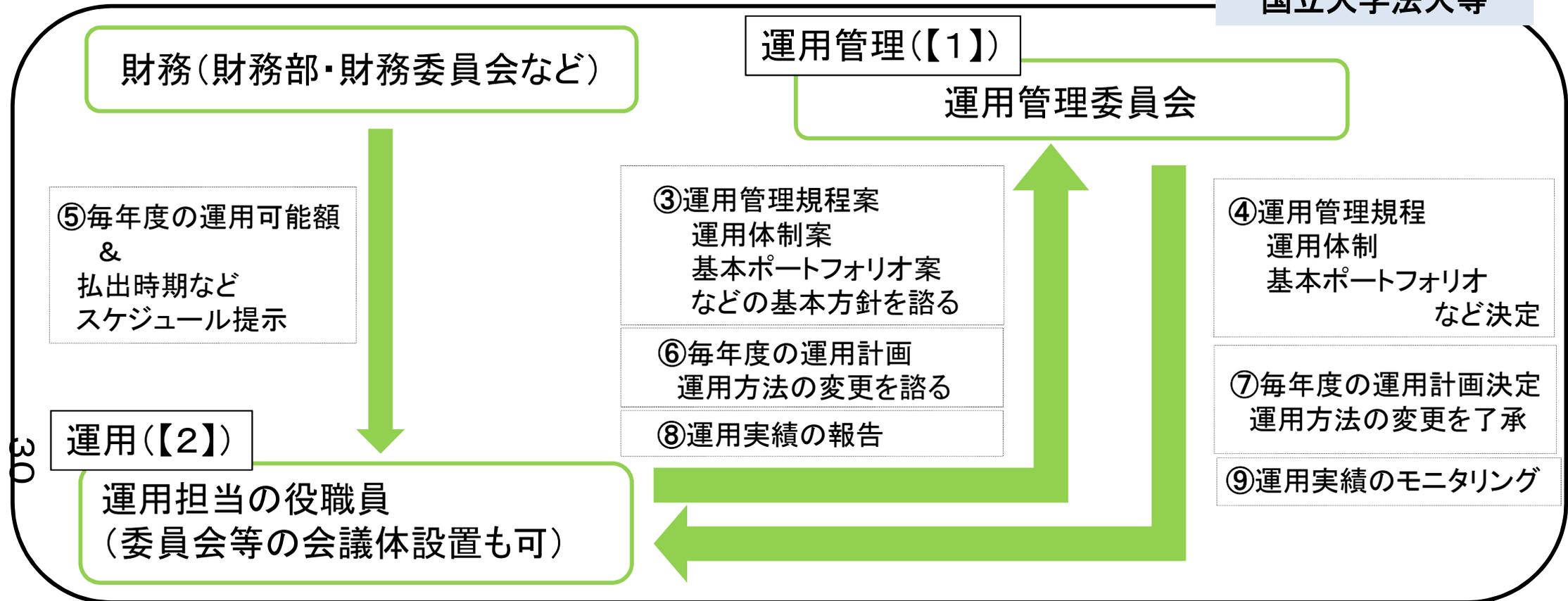
29

## ※2 第1から第4に共通して必要な事項

- 半期に一度、資金運用管理委員会(代替する機関等も含む。)の実施状況、運用実績等について法人において判断する適切な方法により公開。
- 会計監査人及び監事の監査を受ける。
- 倫理規程を定める。

◇法人内の運用プロセス等のイメージ

国立大学法人等



①資金運用管理委員会の体制案、資金運用管理規程案などを添えて、認定申請

②-2 認定

※○数字は時系列イメージ  
※③④は見直しの際にも同じ  
※④においては、①において国に申請を出したものよりも緩やかにしてはならない

国

②-1 第3及び第4の二の申請内容について確認(必要に応じて申請大学に対するヒアリング等)

資金運用認定委員会  
(高等教育局長・研究振興局長決定)

## 【例（第 1 関係）】

## 国立大学法人〇〇大学資金運用管理規程

## I. 資金運用管理にあたっての基本方針

## (運用の目的)

第 1 条 本規程は、国立大学法人〇〇〇〇(以下「本学」という。)の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

## (運用の目標)

第 2 条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。【※具体的に数値の目標を設定することも可】

## (運用の範囲)

第 3 条 運用の範囲は国立大学法人法（以下「法」という。）第 3 4 条の 3 第 2 項における業務上の余裕金とする。

## (運用の対象)

第 4 条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 3 5 条において準用する独立行政法人通則法第 4 7 条に規定する各号に掲げるもの
- (2) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (3) 資産流動化法に規定する特定社債券
- (4) 社債券（(1)を除く。）(株式・為替等のデリバティブ付債券（仕組債）を除く。）
- (5) . . .

## (運用の方法)

第 5 条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（第 4 条（3）に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の〇割を超えないものとする。

## (取得債券等格下げ時の対応)

第 6 条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの格付機関による格付も A 格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに第 9 条に規定される資金運用管理委員会に報告するとともに

に、必要に応じて売却等の措置を講じる。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の〇割を超えないものとする。

●貯金又は決済用の外貨建の預金のみを運用する場合には、第2条、第5条及び第6条は不要。

## II. 運用資産構成

(運用資産の構成割合)

第7条 第2条における運用の範囲となる業務上の余裕金のうち、第4条の方法による運用を行う割合はそれぞれ〇割以下とする。

## III. 運用管理体制等

(運用の評価)

第8条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

●貯金又は決済用の外貨建の預金のみを運用する場合には、第8条は不要。

(資金運用管理委員会)

第9条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を設置し、その詳細を別に定める。

●別で定める資金運用管理委員会の考えられる主なポイント

- ・文部科学大臣の認定を受けた資金運用管理規程の案や学内の運用管理体制、学内のリスク管理体制の見込み等を最終的に決定（文部科学大臣に申請したものよりも要件が緩和されてはいけない）し、必要に応じて見直す。
- ・毎年度の運用計画を決定し、必要に応じて見直す。また、運用方法の変更を了承する。
- ・大学の運用が大きなリスクを取っていないか、資金運用管理方針に違反していないか監視する
- ・定期的開催をする。また緊急事態が生じた際には、適時委員に連絡をし、場合によっては召集する。

●資金運用管理委員会を置かない場合は、どの既存の会議体（役員会、財務委員会など）に諮るのかを規定上明確にすること。

-----  
(資金の運用)

第10条 運用を担当する役員及び職員【※各大学の具体的な職名を例示】は、資金運用管理委員会にはかった運用方針に基づき、資金の運用を行う。

(倫理規程)

第11条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については別の規則に定める。

(運用報告)

第12条 運用を担当する役員及び職員は、少なくとも〇期に一度は運用報告を作成し資金運用管理委員会に報告を行う。報告には以下の内容等が含まれる。

(ア)報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(イ)運用資産構成比率

(ウ)各金融商品別の運用の実績

(エ)リスク状況(取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等)

2 運用を担当する役員及び職員は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(見直し)

第13条 本規程の見直しに際しては、資金運用管理委員会の承認を受けなければならない。

(附則)

本規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。

## 【例（第2・第3関係）】

### 国立大学法人〇〇大学資金運用管理規程

#### I. 資金運用管理にあたっての基本方針

##### （運用の目的）

第1条 本規程は、国立大学法人〇〇〇〇（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

##### （運用の目標）

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。【※具体的に数値の目標を設定することも可】

##### （運用の範囲）

第3条 運用の範囲は国立大学法人法（以下「法」という。）第34条の3第2項における業務上の余裕金とする。

##### （運用の対象）

第4条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- （1）法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条に規定する各号に掲げるもの
- （2）貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- （3）資産流動化法に規定する特定社債券
- （4）社債券（（1）を除く。）
- （5）・・・

##### （運用の方法）

第5条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる運用の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

##### （取得債券等格下げ時の対応）

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに12条に規定される資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の〇割を超えないものとする。

(集中投資の回避)

第7条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券（外国企業の債券、コマーシャルペーパーを含む）を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、運用資産の総額の〇割を超えないものとする。

(投資信託の取得時における留意事項)

第8条 第4条(〇)((△)で(〇)の性質を有するものを含む。)【※投資信託の受益証券が掲げられる規定】の方法により運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応をすることとする。

(デリバティブ取引の留意事項)

第9条 有価証券、通貨もしくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引もしくはオプション取引または通貨もしくは金利に係るスワップ取引等(デリバティブ取引)の取扱いについて、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ(売りヘッジ)、または原資産の一時的な代替(買いヘッジ)を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこと。

## II. 運用資産構成

(基本ポートフォリオ)

第10条 本学は第1条に掲げる運用の目的を達成するため中長期観点から運用対象資産の基本ポートフォリオを策定し、資産配分を維持するよう努める。この基本ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

## III. 運用管理体制等

(運用の評価)

第11条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第12条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を設置し、その詳細を別に定める。

### ●別で定める資金運用管理委員会のポイント

- ・文部科学大臣の認定を受けた資金運用管理規程の案や学内の運用管理体制、学内のリスク管理体制の見込み等を最終的に決定（文部科学大臣に申請したものよりも要件が緩和されてはいけない）し、必要に応じて見直す。
- ・毎年度の運用計画を決定し、必要に応じて見直す。また、運用方法の変更（投資

信託の商品の変更等)を了承する。

- ・大学の運用が大きなリスクを取っていないか、資金運用管理方針に違反していないか監視する
- ・定期的開催をする。また緊急事態が生じた際には、適時委員に連絡をし、場合によっては召集する。 など

(資金の運用)

第13条 運用を担当する役員及び職員【※各大学の具体的な職名を例示】は、資金運用管理委員会にはかった運用方針に基づき、資金の運用を行う。

(倫理規程)

第14条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については別の規則に定める。

(運用報告)

第15条 運用を担当する役員及び職員は、少なくとも〇期に一度は運用報告を作成し資金運用管理委員会に報告を行う。報告には以下の内容等が含まれる。

(ア)報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(イ)運用資産構成比率

(ウ)各金融商品別の運用の実績

(エ)リスク状況(取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等)

2 運用を担当する役員及び職員は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(見直し)

第16条 本規程の見直しに際しては、資金運用管理委員会の承認を受けなければならない。

(附則)

本規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。

## 【例（第4関係）】

### 国立大学法人〇〇大学資金運用管理規程

#### I. 資金運用管理にあたっての基本方針

##### （運用の目的）

第1条 本規程は、国立大学法人〇〇〇〇（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

##### （運用の目標）

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。【※具体的に数値の目標を設定することも可】

##### （運用の範囲）

第3条 運用の範囲は国立大学法人法（以下「法」という。）第34条の3第2項における業務上の余裕金とする。

##### （運用の方法）

第4条 運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる運用の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

#### II. 委託運用

##### （受託者責任）

第5条 本学は、受託機関に対して、本学の資金運用管理にあたり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる本学の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求める。

##### （ガイドラインの提示と遵守）

第6条 本学は、本規程及び運用対象資産等に関する事項等を定めた運用ガイドラインを受託機関に提示し、受託機関はこれを遵守する。

##### （運用の対象）

第7条 本学が運用方法を特定する場合は、その運用対象は、次に掲げるものとする。

（1）国内債券

（2）外国若しくは外国法人の発行する債券で、複数の格付機関のいずれかから A 格以上の格付を取得しているもの（ただし、金融商品取引法第2条第1項第1号から第9号まで又は第12号から第16号までに掲げる証券又は証書の性質を有す

るものに限る。)

(3) 複数の格付機関のいずれかから A 格以上の格付を取得している特定社債

・・・

(運用状況の報告)

第 8 条 本学は、受託機関から〇期毎に運用状況に関する報告を受けるものとする。

### Ⅲ. 運用管理体制等

(運用の評価)

第 9 条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第 10 条 本学は適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を設置し、その詳細を別に定める。

●別で定める資金運用管理委員会のポイント

- ・文部科学大臣の認定を受けた資金運用管理規程の案や学内の運用管理体制、学内のリスク管理体制の見込み等を最終的に決定（文部科学大臣に申請したものよりも要件が緩和されてはいけない）し、必要に応じて見直す。
- ・毎年度の運用計画を決定し、必要に応じて見直す。また、運用方法の変更（投資信託の商品の変更等）を了承する。
- ・大学の運用が大きなリスクを取っていないか、資金運用管理方針に違反していないか監視する
- ・定期的開催をする。また緊急事態が生じた際には、適時委員に連絡をし、場合によっては召集する。 など

(資金の運用)

第 11 条 運用を担当する役員及び職員【※各大学の具体的な職名を例示】は、資金運用管理委員会にはかった運用方針に基づき、資金の運用を行う。

(倫理規程)

第 12 条 運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については別の規則に定める。

(運用報告)

第 13 条 運用を担当する役員及び職員は、少なくとも〇期に一度は運用報告を作成し資金運用管理委員会に報告を行う。報告には以下の内容等が含まれる。

(ア) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(イ) 運用資産構成比率

(ウ) 各金融商品別の運用の実績

(エ) リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等）

2 運用を担当する役員及び職員は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(見直し)

第14条 本規程の見直しに際しては、資金運用管理委員会の承認を受けなければならない。

(附則)

本規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。

国立大学法人〇〇大学資金運用倫理規程（例）

- すでに全ての役職員を対象とした一般的な業務実施にあたっての倫理規程を定めている場合は、申請にあたり当該規程を提出することも可能

（目的）

第1条 この規程は、本学の役員及び職員（以下「役員等」という。）の国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第34条の3における業務上の余裕金の運用（以下「余裕金の運用」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（倫理行動基準）

- 第2条 役員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 2 役員等は、職務上の権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 3 役員等は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

（定義等）

- 第3条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 3 この規程において、「利害関係者」とは、本学の支出の原因となる契約に関する事務又は売買、賃借、請負その他の契約に関する事務にあたり、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

（倫理監督者及び倫理管理者）

- 第4条 役員等の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者及び倫理管理者を置く。
- 2 倫理監督者は、学長とし、倫理管理者は、〇〇とする。

（倫理監督者及び倫理管理者の責務）

第5条 この規程の定める事項の実施に関し、倫理監督者及び倫理管理者は、次に掲げる各号について責務を有するものとする。

- (1) 第12条第1項の規定による講演等の承認をすること。
- (2) 第7条第2項又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 第15条第1項の規定による贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備を行うこと。
- (4) 特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (5) この規程に違反する行為について倫理監督者又は、倫理管理者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (6) 研修その他の施策により、倫理感の醸成及び保持に努めること。

(禁止行為)

第6条 役員等は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
  - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の比率が著しく低いものに限る。）を受けること。
  - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
  - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
  - (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
  - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
  - (8) 利害関係者と共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。
  - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員等は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
  - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
  - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
  - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がある業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当

- 該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
  - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
  - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役員等（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 4 第2項第7号の簡素な飲食の基準については、別に定めるものとする。

(禁止行為の例外)

- 第7条 役員等は、私的な関係（役員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役員等は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者又は倫理管理者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第8条 役員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場合に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

- 第9条 役員等は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくはプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。
- (1) 本学が直接支出する費用をもって作成される書籍等
  - (2) 作成数の過半数を本学において買い入れる書籍等

(役員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第10条 役員等は、他の役員等の第6条、第8条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役員等（第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役員等は、倫理監督者、倫理管理者又は上司に対して、自己若しくは他の役員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第11条 役員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合（多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食する場合を除く。）において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督者又は倫理管理者に様式〇により届け出なければならぬ、ただし、止むをえない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならぬ。

(講演等に関する規制及び基準)

第12条 役員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者又は倫理管理者の承認を得なければならない。

2 前項の規定による報酬の参考となるべき基準は、別に定めるものとする。

(倫理監督者又は倫理管理者への相談)

第13条 役員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者又は倫理管理者に相談するものとする。

(講演等の承認の申請について)

第14条 役員等は、第12条第1項の規定による講演等の承認の申請を行うときは、様式〇の講演等承認申請書を提出するものとする。

(贈与等の報告)

第15条 役員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項に定める報酬の支払を受けたとき

(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、〇期ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該〇期の翌〇期の初日から〇日以内に、倫理監督者又は倫理管理者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
  - (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
  - (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
  - (4) 贈与等の内容又は報酬の内容
  - (5) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた役員等の職務との関係及び当該事業者等と当該役員等が属する部署との関係
  - (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
  - (7) 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)
  - (8) 第3条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員、従業員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員、従業員等の役職又は地位及び氏名(当該役員、従業員等が複数であるときは、当該役員、従業員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)
- 2 前項で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。
- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
  - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役員等の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬
- 3 倫理管理者は、役員等より報告を受けた贈与等報告書を審査したうえ、その提出期限から〇日以内に倫理監督者に送付するものとする。
- 4 第1項に定める贈与等報告書は、様式〇によるものとする。

※ その他、役員株の取引や所得等に係る倫理監督者への報告について定めることもあり得る。

(報告書の保存及び閲覧)

第16条 前条の規定により提出された贈与等報告書等は、これらを受理した倫理監督者又は倫理管理者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、倫理監督者又は倫理管理者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所でこれをしなければならない。

（役員等が違反した場合の対処等）

- 第17条 倫理管理者は、役員等にこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、調査を行い、又は理事長に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。ただし、倫理管理者に事故があるとき又は違反する行為を行った疑いがあるときは倫理監督者が指名する者に調査を行わせるものとする。
- 2 倫理管理者又は前項ただし書に規定する倫理監督者が指名する者は、前項の調査を終了したときは、遅滞なく、倫理監督者に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

#### 附 則

この規程は、○年○月○日から施行する。